

○栗東市地域における小学校就学前の子どもを対象にした多様な集団活動事業について

【事業の概要】

子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ（多様な事業者の参入促進・能力活用事業〔別添参照〕）として、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業。

- 対象経費：幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、本事業の要件に適合する施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料
- 基準額：対象幼児1人あたり月額上限20,000円
- 支給先：保護者

【多様な集団活用事業対象施設】

設置者名	一般社団法人びわ湖の森のようちえん
設置者の住所	大津市瀬田一丁目11番25号
代表者名	西澤彩木
施設等の名称	せた森のようちえん
施設等の所在地等	大津市瀬田南大萱町（びわこ文化公園他）、大津市桐生（田畑）、栗東市荒張（民家の庭と裏小山）等
事業開始	平成24(2012)年4月1日開園 ※平成23(2011)年7月5日(試行開始)
園児数 ※5月1日現在	令和3年度：全体17人（内、栗東市内在住者3人） 令和4年度：全体12人（内、栗東市内在住者1人）
せた森のようちえんの概要	別添パンフレットの写しを参照 ※幼児教育任意団体。園舎を持たずに、豊かな自然の中で野外体験活動を通じて心身を育み、子どもの主体性を重視し、友達との遊びや自然体験を通じて自分で考え、行動できるようにする幼児教育を実践されています。
決定年月日	令和4年3月28日（令和3年度から適用）

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての
両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業
⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援